

森と緑とのふれあい支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人兵庫県緑化推進協会(以下「緑化推進協会」という。)が森林整備や緑化を推進するため、森林保全活動、森林学習体験活動及びふるさとの巨樹保存活動等を行う者又はこれらの者に対して助成を行う者に対する助成金の交付をするに当たって、必要な事項を定める。

(事業主体)

第2条 事業を実施する者(以下「事業主体」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町
- (2) 学校、社会福祉法人等の公的な団体及びNPO法人
- (3) 市町緑化推進委員会等市町に組織された募金団体(以下「市町委員会等」という。)
- (4) 林業関係団体、森林所有者、自治会等の地域団体
- (5) その他、緑化推進協会理事長(以下「理事長」という。)が適当と認める者

(事業内容)

第3条 森と緑とのふれあい支援事業(以下「支援事業」という。)の種類は次のとおりとし、事業及び助成の内容等は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 森林保全活動支援事業
 - ・ ゴルファー協力金による緑化事業
 - ・ 森林ボランティア活動支援事業
 - ・ 森林利活用情報提供事業
- (2) 森林学習体験活動支援事業
 - ・ 森林学習体験支援事業
 - ・ 緑の少年団活動支援事業
- (3) ふるさとの巨樹等保存事業

(助成申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者で次の要件を満たす場合は、事業地を所管する市町委員会等又は市町並びに地域緑化推進連絡協議会を経由し、理事長が別に定める日までに、支援事業助成金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

- (1) 森林整備や森林環境学習の促進が期待できること
- (2) 地形や町並み等に適合し、地域の風致の向上が期待できること
- (3) 事業実施後の維持管理ができる体制であること

(助成の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容等を審査の上、助成金の交付を決定し、支援事業助成金交付決定通知(様式第2号、以下「交付決定通知」という。)を市町委員会等又は市町並びに地域緑化推進連絡協議会を通じ、事業主体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定通知を受けた事業主体は、事業が完了したときは、すみやかに支援事業実績報告書(様式第3号)を市町委員会等又は市町並びに地域緑化推進連絡協議会を經由して、理事長あてに提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 理事長は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合は、書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、適当と認めるものについて交付する助成金額を確定し、市町委員会等又は市町並びに地域緑化推進連絡協議会を通じ事業主体に通知するものとする。ただし、助成金の確定額が交付決定額と同額の場合は通知を省略できる。

(請求)

第8条 理事長は、前条の規定による助成金額を確定したのち、事業主体から市町委員会等又は市町並びに地域緑化推進連絡協議会を經由して提出される支援事業助成金請求書(様式第4号)の提出を受けて助成金を交付する。

(標柱等)

第9条 事業主体は、事業実施箇所に別図の標柱又は標板を設置しなければならない。

(事業地の管理)

第10条 事業主体は、事業地について善良な管理を行い、事業目的が達成されるよう努めなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 事業主体は、当該支援事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附則1 この要領は、定款附則1の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則2 この要領は、平成30年8月27日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施する事業については、なお従前の例によることとする。

森と緑とのふれあい支援事業一覧表

区分	事業名	事業内容	対象事業費		助成額 (限度額は上限であり、いずれも予算の範囲内とする。)
森林保全活動支援事業	ゴルファー協力金による緑化事業	学校、病院、公園、福祉施設など社会公共施設の緑化を行うものに助成する。	苗木等材料費、労務費等の直接費及び諸経費		限度額1箇所当たり500,000円
	森林ボランティア活動支援事業	県民が参加する森林保全活動や樹木の植栽等森づくりイベント開催事業を行うものに助成する。	苗木、作業道具等の資材及び普及啓発に要する経費	一般事業	限度額1箇所当たり300,000円
				公募事業	現在は実施していない。
森林利活用情報提供事業	森に親しみ多様な森林の利活用を進めるための広報・案内等情報提供に要する経費を助成する。	里山林整備地や森林レクリエーション施設等の利活用を促進するための案内板やパンフレット作成等に要する経費	限度額1箇所当たり300,000円		
森林学習体験活動支援事業	森林学習体験支援事業	市町やNPO等が子どもたちに森林学習指導を行うに要する経費を助成する。	森林学習に必要な事前整備費、材料費及び指導等に要する経費		限度額1箇所当たり500,000円
	緑の少年団活動支援事業	兵庫県緑の少年団連盟が行う森林学習促進の取組に要する経費を助成する。	活動に要する経費		全県的な取組には上限額を定めない。
ふるさとの巨樹等保存事業	ふるさとの巨樹等保存事業	地域のシンボリックな巨樹又は地域のシンボリックな樹木を保護及び樹勢回復するための処置等に要する経費を助成する。	樹木医等の診断・治療に要する経費及び案内板の設置に要する経費		限度額1箇所当たり500,000円

※この一覧表で言う森林とは、樹木が集団で生育している土地又は生育する可能性のある土地とする。

※巨樹とは、胸高130cmの幹周を計測し、原則300cm以上（樹種により100cm以上又は200cm以上も可）の樹木をいう。樹種の例は別紙参考のとおり。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会

理事長 様

住 所

団体名

代表者

電話番号

印

森と緑とのふれあい支援事業助成金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、助成金の交付を申請します。

記

1 事業内容

事業名	
事業場所	
事業量 (面積・本数等)	
助成金申請額	円
事業の内容	
実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
図面・資料	別添のとおり (位置図、計画図、現況写真)

2 収支予算

(1) 収入の部

項目	金額 (円)	摘要
助成金		(公社)兵庫県緑化推進協会
自己資金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

項目	金額 (円)	積算内訳	摘要
直接費	材料費		
	労務費		
	その他		
	計		
諸経費			
合計			

様

公益社団法人兵庫県緑化推進協会

理事長

印

森と緑とのふれあい支援事業助成金交付決定通知

令和 年 月 日付けで申請のあった支援事業については、下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

- 1 事業名 事業
- 2 助成金額 金 円
- 3 この助成金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は支援事業助成金交付申請書に記載のとおりとする。
- 4 事業主体は、支援事業実施要領に従わなければならない。
- 5 この事業は、令和 年 月 日までに完了しなければならない。
- 6 実績報告書には、領収書(コピー可)を添付すること。

(理事長印省略)
兵緑協第 号
令和 年 月 日

地域緑化推進連絡協議会 会長様

公益社団法人兵庫県緑化推進協会
理事長

森と緑とのふれあい支援事業助成金交付決定通知について

貴職から送付のあった標記事業については、別紙写しのとおり助成金の交付を決定しましたのでお知らせします。

つきましては、交付決定通知書を事業主体に送付いただくとともに、事業が適正に実施されるようご指導をお願いします。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会
理事長

様

住 所
団体名
代表者
電話番号

印

森と緑とのふれあい支援事業実績報告書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

記

1 事業内容

事業名	
事業場所	
事業量 (面積・本数等)	
助成金額	円
事業の内容	
実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
図面・資料	別添のとおり (位置図、出来高図、着手前・完了後の写真各1部)

2 収支決算

(1) 収入の部

項 目	金 額 (円)	摘 要
助成金		(公社)兵庫県緑化推進協会
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

項 目	金 額 (円)	費用内訳	摘 要
直接費	材料費		
	労務費		
	その他		
	計		
諸経費			
合 計			

森と緑とのふれあい支援事業助成金請求書

金 _____ 円

ただし、令和 年度 事業助成金として

交付決定額 円

今回請求額 円

上記のとおり、助成金を精算払いによって交付されたく、請求します。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会
理事長 様

住 所
団体名
代表者
電話番号

印

(振込先)

金融機関名:

支店名:

口座番号:

(カ ナ)

口座名義人:

ふるさとの巨樹等保存事業にかかる巨樹の判断の方法について

対象木を地上から 130cm の高さの幹周をセンチメートル単位で測り、300cm 以上ある木を巨樹とします。なお、樹種により樹齢を重ねても幹周りが 300cm 以上に育たない、あるいは育ちにくいものもあります。以下の樹種の場合は、100cm 以上又は 200cm 以上でも巨樹として扱います。

なお、詳しい計測方法は、環境省自然環境局生物多様センター 巨樹・巨木林の基本的な計測マニュアルを参照してください

(https://www.biodic.go.jp/reports2/7th/7_kyojumanual/7_kyojumanual-1.pdf)

●幹周 100cm 以上を巨樹とするもの

クスノキ科	ニッケイ・ヤブニッケイ・イヌガシ
ヤマグルマ科	ヤマグルマ
フサザクラ科	フサザクラ
マンサク科	マンサク・マルバマンサク
マメ科	ネムノキ・ハナズオウ
ミカン科	すべて
モチノキ科	イヌツゲ
ツゲ科	ツゲ
ツツジ科	アセビ・ネジキのように直立幹をもつもの

●幹周 200cm 上を巨樹とするもの

マツ科	カラマツ・ゴヨウマツ
ヒノキ科	コノテガシワ・ヒムロ・ネズミサシ
ヤナギ科	オオバヤナギ・ケショウヤナギ
カバノキ科	シラカンバ
ブナ科	ウバメガシ
モクレン科	シキミ
ツバキ科	すべて
バラ科	エドヒガン系のサクラを除くサクラ属のすべて
トウダイグサ科	ユズリハ・シラキ・ナンキンハゼ・アブラギリ
ニガキ科	ニガキ・ニワウルシ
ウルシ科	ウルシ・ハゼノキ
モチノキ科	タマミズキ・アオハダ
ニシキギ科	マユミ・ヒゼンマユミ・マサキ
クロウメモドキ科	ナツメ・ケケンポナシ
シナノキ科	ヘラノキ・ボダイジュ
ミソハギ科	サルスベリ

ミズキ科	ミズキ・クマノミズキ
カキノキ科	すべて
エゴノキ科	すべて
ハイノキ科	ハイノキ・タンナサワフタギ・ミミズバイ
モクセイ科	アオダモ・ヒトツバタゴ
スイカズラ科	サンゴジュ

●その他

130cmの高さで幹が複数に分かれている場合（株立ちしている場合）は、一番太い幹（主幹）の幹周が200cm以上あり、かつ、それぞれの幹周の合計値が300cm以上ある場合は該当します。

【出典：環境省自然環境局生物多様センター 巨樹・巨木林の基本的な計測マニュアル】